

会計事務所が押さえておくべき インボイス制度「開始前」「開始後」の疑問点と実務処理

開催日時：2022年12月6日(火)15：00～17：00

講師：橋詰税理士事務所 橋詰悠一

目次

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要

- 1. 概要 3
- 2. 適格請求書の記載事項 4

免税事業者に関する実務

- 1. 登録手続き 5
- 2. 仕入税額控除の経過措置 9
- 3. 免税事業者の登録の検討 10
- 4. 仕入先に免税事業者がいる場合 11

インボイス制度導入前後の実務対応

- 1. 適格請求書等の保存が不要な取引 13
- 2. 立替払い 15
- 3. 振込手数料 17
- 4. 事務所家賃等 19
- 5. 委託販売 20
- 6. 電子インボイス 24
- 7. 受け取った適格請求書に誤りがある場合 27

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要

1. 概要

令和5年（2023年）10月1日以降は適格請求書等保存方式が適用される。

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の要件が法定事項の記載された帳簿及び「適格請求書」の保存とされるが、この「適格請求書」については、課税事業者のうち税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」のみが交付することができる。

免税事業者は、登録を受けることができないため適格請求書を交付できない。
また、課税事業者であっても登録を受けていない場合には適格請求書を交付できない。

登録を受けていない者からの課税仕入れについては、仕入税額控除の要件である適格請求書を交付してもらえないため、購入者は仕入税額控除ができないこととなる（一部控除ができる経過措置あり）。

適格請求書の発行		購入者の仕入税額控除
免税事業者、消費者	適格請求書を発行できない	仕入税額控除できない
適格請求書発行事業者以外の課税事業者	適格請求書を発行できない	仕入税額控除できない
適格請求書発行事業者	適格請求書を発行できる	仕入税額控除できる

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要

2. 適格請求書の記載事項

令和元年10月に導入された現行の区分記載請求書等保存方式において定める記載事項に加え「登録番号」「適用税率」「税率ごとの消費税額」を記載する必要がある(新消法57の4①)。

適格請求書の記載事項
①作成者の氏名又は名称及び登録番号
②取引年月日
③取引の内容(軽減税率対象品目である場合にはその旨)
④税率ごとに合計した取引の対価の額(税抜又は税込価額)及び適用税率
⑤税率ごとの消費税額
⑥受領者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)

登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

※小売業、飲食店業、タクシー業など不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合には「適格簡易請求書」を交付することができる。適格簡易請求書は「受領者の氏名又は名称」を記載する必要がなく「適用税率」又は「税率ごとの消費税額」のいずれかの記載でよいこととされている(新消法57の4②)。

※「税率ごとの消費税額」は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回端数処理（切上げ、切捨て、四捨五入のいずれの方法かは任意）をする。商品ごとの端数処理などは認められない(新消令70の10、インボイスQ&A問48)。

- 税率ごとに区分して合計した税込価額×10/110（×8/108）
- 税率ごとに区分して合計した税抜価額×10/100（×8/100）